

評価基準
SNS 発信業務

1 特定方法

SNS 発信業務プロポーザル評価委員会評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、企画提案書の特定を行う。

2 評価方法

(1) 評価委員会の各委員は、提出された企画提案書と各事業者が行うプレゼンテーションの内容を審査し、評価項目について採点する。

(2) 評価項目・評価基準及び採点方法は次のとおりとする。

下記の評価項目ごとに評価する。評価項目ごとの採点は、15点もしくは10点、5点満点で行い、下表の評価の基準で行う。

審査項目	審査基準	配点	評価点
企画、構成 (20点)	業務の目的を正しく理解した提案であり、明確で実現できる効果的なスケジュール構成となっているか。 提案から想定する成果は十分なもので達成することが期待できるか。	10点 10点	
実施手法 実施による効果 (65点)	アカウント運用代行について、本市の魅力発信・認知拡大につながる的確かつ効果的な方法が提案されているか。 投稿記事の作成について、具体的かつ実現可能な実施手法が示されているか。 目的・ターゲット及びその選定理由・手段・目標KPIが明確に設定されているか。 WEB広告を活用した認知拡大などの効果が見込めるか。 フォロワーのエンゲージメント向上、コアファン化が図れる提案がされているか。 効果検証については的確な体制や対応方法等が示されているか。 仕様書を上回る提案など、他社と比較した独自性はあるか。（+αの提案加点）	15点 15点 10点 5点 10点 5点 5点	
業務の実施体制の妥当性 (10点)	計画的かつ機能的に業務を実施できる責任ある体制か。 過去の類似事例の実施実績のうち効果的なものはあるか。見積額は適当であるか。	5点 5点	
社会貢献活動等に係る認証等の有無 (5点)	企画提案書の提出期限日時点で次に掲げる認証等を保有しているか。 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。	5点	

	1 項目取得…1 点 2～3 項目取得…3 点 4 項目以上取得…5 点 (対象となる認証等) (1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）	
	合計	100

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・優秀賞、特別賞または市民協働奨励賞の受賞事業所（※3 つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

3 企画提案書の特定

- (1) 各評価委員の採点の合計点を合計し評価委員数で除したものを評価点とする。
- (2) 評価点 60 点以上を提案特定の基準とする。
- (3) 提案者が複数の場合には、評価点が一番高い提案者の企画提案書を特定する。
提案された全ての企画提案書について書類審査を行い、ヒアリング対象者を評価上位 3 者程度に選定する。
- (4) (2)、(3) にもかかわらず、評価項目のうち評価委員 1 人でも 0 点がある場合は、そのまま特定するか、条件を付して特定するか、または、特定を見送るか等を検討する。
- (5) 提案者が 1 者の場合でも、(1)～(4) を適用する。
- (6) 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - ア 評価項目「アカウント運用代行について、本市の魅力発信・認知拡大につながる的確かつ効果的な方法が提案されているか。」の点数が高い者を上位とする。
 - イ アも同点の場合は、評価項目「投稿記事の作成について、具体的かつ実現可能な実施手法が示されているか。」が高い者を上位とする。